

令和3年6月19日

学生団体代表者各位

学生生活委員会
学生支援課

新型コロナウイルス感染症対策について（3-5）

政府から大阪府に対して発令されていた「緊急事態宣言」は、6月20日の期限で解除され、「まん延防止等重点措置」に移行されることになりました。

それに伴い、6月21日以降は「コロナ禍における課外活動の活動基準（令和3年6月21日以降）の「区分4」での活動を認めます。

各クラブ・同好会において文書化されているコロナ感染症対策及び各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドラインを遵守して、課外活動において、クラスターを発生させることの無いよう注意して活動してください。

なお、事前に「課外活動再開計画書」を提出していない団体は、正規活動についての活動再開許可を受ける必要がありますので、再開の許可を受けたいうえで活動を再開してください。

すでに事前申請で許可を受けている行事等の実施についても内容により、中止または延期を求めることがありますので、事前に学生支援課へご確認ください。

大学からの指示を遵守できない学生団体については、活動の再開を認めない可能性があることをご承知おきください。

また、下記事項についても遵守するよう、全部員への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 外部団体への施設貸出は引き続き禁止とします。
 2. 人数・時間に関わらず、飲食を伴う活動は認めません。
 3. 普段の生活においても感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を徹底してください。会食は人数を問わず自粛してください。また、飲食時や休憩時、喫煙所、更衣室などでマスクを外しての会話は控えてください。
 4. 不要不急の外出・移動は自粛してください。
 5. 部員が、新型コロナウイルス感染症の陽性者（疑いを含む）及び濃厚接触者（同居人・友人含む）となった場合は、本人から医務室へメール（メールアドレス: kyoumu-info@nara.kindai.ac.jp）もしくは電話（TEL：0742-43-1592）にて連絡するよう指導してください。
 6. 添付資料
- ・ コロナ禍における課外活動の活動基準（令和3年6月21日以降）

以上

〇コロナ禍における課外活動の活動基準（令和3年6月21日以降）奈良キャンパス

令和3年6月21日現在

	想定するレベル キャンパス所在地への要請状	課外活動の活動範囲			
		基準	行事	部室等 人数制限	その他
6	<ul style="list-style-type: none"> 政府による「緊急事態宣言」の発令、大学・学校等への休業要請、外出自粛・往来自粛要請 自治体による独自の「緊急事態宣言」の発令、大学・学校等への休業要請、外出自粛・往来自粛要請 	<p>活動中止（オンラインでの活動を除く）</p> <p>※ 課外活動施設への立入禁止</p>	<p>対面型の行事・イベント・合宿等は中止または延期</p>	<p>原則立入禁止 (1人/10㎡)</p>	
5	<ul style="list-style-type: none"> 政府による「緊急事態宣言」の発令、外出自粛・往来自粛要請 自治体による独自の「緊急事態宣言」の発令、外出自粛・往来自粛要請 上記以外の場合において、自治体等から大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項で、課外活動への自粛要請が出た場合 	<p>活動自粛（オンラインでの活動を除く）</p> <p>※ 指導者からの要請に基づき、指導者管理監督のもと、国及び自治体からの課外活動に対する制限内での活動を認める。活動人数は、必要最小限とし、練習に時間制限を設ける。</p> <p>※ 感染リスクの高い活動（組み合わせることが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼吸を伴う活動）は原則禁止</p> <p>※ 各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を遵守する。</p> <p>※ コロナ感染症対策の徹底及び学内のルールに則る範囲での活動とする。</p>	<p>自主開催行事（対面型の行事・イベント・合宿等）の中止または延期</p>	<p>1人/8㎡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 練習を希望する部員は、本人及び保護者の同意書を必要とする。 都道府県を跨ぐ移動は控える。 ※ 事前に申請し、許可を受けることを条件とし、会計業務等運営上の必要が認められる業務については、許可する。
4	<ul style="list-style-type: none"> 政府による「まん延防止等重点措置」の発令、外出自粛・往来自粛要請 自治体による独自の「まん延防止等重点措置」の発令、外出自粛・往来自粛要請 大阪モデルでの赤信号（奈良市の対策ガイドラインも参照のこと） ※ 自治体等から、大学等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項で、課外活動への自粛要請が出ていない場合 	<p>※ 国及び自治体からの課外活動に対する制限内での活動を認める。ただし、感染リスクの高い活動（組み合わせることが主体となる活動、身体接触を伴う活動、大きな発声や激しい呼吸を伴う活動）については、指導者からの要請に基づくものとする。</p> <p>※ 各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を遵守する。</p> <p>※ コロナ感染症対応の徹底及び学内のルールに則る範囲での活動とする。</p> <p>※ 課外活動施設の利用に際し、時間制限・人数制限等を設ける。</p>	<p>自主開催行事（対面型の行事・イベント・合宿等）の中止または延期</p> <p>※ 事前に相談があり、感染対策を徹底しており、必要と認められた場合は、この限りではない。ただし、感染リスクの高い活動、合宿及び複数人での飲食を伴う行事を除く。</p>	<p>1人/6㎡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 課外活動施設の利用は、農学部が定めているとおりとする（学生支援課窓口で確認のこと）
3	<ul style="list-style-type: none"> 大阪モデルでの黄信号（奈良市の対策ガイドラインも参照のこと） 	<p>※ 国及び自治体からの課外活動に対する制限内での活動を認める。</p> <p>※ 各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を遵守する。</p> <p>※ コロナ感染症対策の徹底及び学内のルールに則る範囲での活動とする。</p>	<p>各施設の利用制限に応じ、自主開催行事を可能とする。</p> <p>ただし、3人以上で一室を使用する合宿等は避ける。</p> <p>複数人での飲食を伴う行事は認めない。</p>	<p>1人/5㎡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 課外活動施設の利用は、農学部が定めているとおりとする（学生支援課窓口で確認のこと）
2	<ul style="list-style-type: none"> 大阪モデルでの緑信号（奈良市の対策ガイドラインも参照のこと） 	<p>※ 国及び自治体からの課外活動に対する制限内での活動を認める。</p> <p>※ 各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を遵守する。</p> <p>※ コロナ感染症対策の徹底及び学内のルールに則る範囲での活動とする。</p>	<p>各施設の利用制限に応じ、自主開催行事を可能とする。</p> <p>ただし、複数人で一室を使用する合宿等は部屋割り人数を厳守し、施設のコロナ対策を遵守して行動する。</p> <p>複数人での飲食を伴う行事は認めない。</p>	<p>1人/4㎡</p>	<ul style="list-style-type: none"> 課外活動施設の利用は、農学部が定めているとおりとする（学生支援課窓口で確認のこと）
1	<ul style="list-style-type: none"> 平常時 	<p>通常どおり</p>	<p>通常どおり</p>	<p>—</p>	<p>通常どおり</p>

※ 大学キャンパス内及び課外活動施設への立入禁止が出た場合はいずれの場合も、活動自粛とする。

※ 活動に際し、各競技団体や各文化芸術団体等の関係機関が作成しているガイドライン等を遵守する。

※ コロナ感染症対策の徹底及び学内のルールに則る範囲での活動とする。

※ 部室利用に際し、以下の7点を遵守する。

- ① クラブハウス内部室への同時入室は1名のみとすること
- ② 常時窓を開けて換気することが望ましいが、気温等からこれが難しい場合、1時間に1回以上、可能な限り2方向以上の窓等を開けて換気をする
- ③ マスクを正しく着用すること
- ④ 部室の滞在時間は最小限とすること
- ⑤ 部室内での飲食の禁止（水分補給のため飲物を摂る場合は、その時だけ最小限マスクを外し、すぐにまた着用すること）

※ 部員がPCR検査を要請された、濃厚接触者となった場合は、部長・顧問へ連絡し、学生支援課へ連絡すること

→当該部員本人は、直ちに医務室へ連絡すること